

鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第118号）新旧対照表 第26条関係

改正後		改正前	
<p>○鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第118号</p> <p>第1条～第16条（略）</p> <p>別表（第5条、第7条関係）</p>		<p>○鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第118号</p> <p>第1条～第16条（略）</p> <p>別表（第5条、第7条関係）</p>	
区分	金額	区分	金額
管理棟和室	1時間につき 530円	管理棟和室	1時間につき 520円
林間キャンプ場 テントサイト 1基	1日につき 100円	林間キャンプ場 テントサイト 1基	1日につき 100円
休養施設	1泊1人につき 2,340円	休養施設	1泊1人につき 2,300円
しゃくなげ館 シャワールーム	1回につき 320円	しゃくなげ館 シャワールーム	1回につき 310円
バンガロー	1泊1棟につき 9,610円	バンガロー	1泊1棟につき 9,440円
備考 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。		備考 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。	